

# 沼田利根救急医療懇談会会則

## 第一章 名称および事務局

第1条 本会は沼田利根救急医療懇談会と称する

第2条 本会の事務局は沼田利根医師会事務局内に置く

## 第二章 目的および事業

第3条 本会は利根沼田地域における救急医学の進歩発達をはかり、救急医療の普及発展に貢献することを目的として次の事業を行う。

- 1、懇談会、分科会の開催
- 2、関係諸学会との協力活動
- 3、関係諸団体、官公庁および報道機関との協力活動
- 4、その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第三章 会員

第4条 本会の趣旨に賛同し、その意思を事務局に表示した利根沼田地域の、次のいずれかに属する者で、役員が認めた者とする。

- 1、正会員 医師または歯科医師
- 2、協力会員 その他の医療関係者および救急隊員
- 3、賛助会員 本会の目的に賛同する団体または個人

## 第四章 役員その他

第5条 本会に次の役員を置く。なお顧問とオブザーバーを置くことができる。

- 1、役員 会長1名 沼田利根医師会会長  
副会長3名 沼田利根医師会副会長  
沼田利根医師会救急医療担当理事  
沼田利根医師会救急医療担当副理事  
幹事 沼田利根医師会救急医療対策委員会  
沼田保健福祉事務所所長  
沼田利根地域各病院院長  
沼田利根歯科医師会会長  
沼田利根薬剤師会会長  
利根沼田広域市町村圏振興整備組合事務局長  
利根沼田広域消防本部消防長  
群馬県看護協会沼田地区支部長  
利根沼田保健主管事務研究会会長
- 2、顧問 群馬県医師会救急担当理事  
群馬大学医学部救急医学教授・救急部長
- 3、オブザーバー 沼田警察署署長  
陸上自衛隊第12旅団司令部第3部長

第 6 条 顧問およびオブザーバーは役員会の推薦により会長が委嘱する。

第 7 条 役員および顧問、オブザーバーの職務は以下の通りとする。

- 1、会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3、幹事は会務を分担する。代理を 1 名任命できるが、議題によって複数名の代理を会長の権限で認める。
- 4、顧問およびオブザーバーは会長の諮問に答え、会務に関して意見を述べることができる。

## 第五章 会議

第 8 条 役員会は、原則として 4 月に、定例会議を開催する。

第 9 条 臨時役員会は、役員会の要請により会長が必要と認めた場合、これを召集する。

第 10 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第 11 条 役員会において議決を要する議案がある場合は、過半数以上の出席者による過半数の賛成によって成立する。この場合の代理は 1 名とする。

第 12 条 役員会の議事録は事務局が作成し、役員、顧問、オブザーバーに配布する。

## 第六章 懇談会の開催

第 13 条 懇談会は年 1 回以上、沼田利根メディカルセンター等で開催する。群馬県救急医療懇談会の予演会と、分科会の総括報告をこの会でおこなう。

## 第七章 分科会の開催

第 14 条 役員会で承認された分科会を沼田利根メディカルセンター等で開催する。

## 第八章 会則の改廃

第 15 条 本会則の改廃は役員会で審議、決定できる。

(付則) 本会側は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。